慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観<一九九六年>：北欧犯罪学・刑事法制研究雑録
Sub Title	A Brief Survey of Reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRA)1996
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.10 (1997. 10) ,p.115- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19971028-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観〈一九九六年〉

——北欧犯罪学・刑事法制研究雑録——

坂田　仁

一九九六年中に送付を受けた資料等は次の通りである。本稿においては下記の諸文献についてその内容を簡単に紹介することとしたい。

1. "Det allmänna rättsmedvetandet" (av Hans Gunnar Axberger), Rapport 1996:1（一般的法意識）
2. Invandrares och invandrares barns brottslighet (av Jan Ahlberg), Rapport 1996:2（外国人およびその子による犯罪）
3. Domstolsstatistik 1993 (red. av Bo Ulriksson), Rapport 1996:3（司法統計）
4. Brottsutvecklingen 1994 (red. av Jan Ahlberg), Rapport 1996:4（犯罪の趨勢）
5. Kriminalstatistik 1994, Rapport 1996:5（犯罪統計）
6. Sjöfylleri (av Jan Andersson & Monika Olsson), PM 1996:1（海上酒酔い運航）
7. Från 0.5 till 0.2 promille (Thor Norström & Jan Andersson), PM 1996:3（〇・五‰から〇・二‰へ）
8. Effekterna av vidgad vandels prövning inom restaurangbranschen (av Dan Magnusson), PM 1996:4（レストランにおける行動調査拡大の結果）
9. Ekonomisk brottslighet—Den rättsliga processen—

(av Brå), PM 1996:5（経済犯罪―司法手続）

I　一般的法意識

"Det allmänna rättsmedvetandet", Rapport 1996:1 (av Hans Gunnar Axberger).

本報告書は、「一般的法意識」に関する研究を行っている。ある行為を犯罪化する場合や一定の犯罪について刑罰を厳しくするような場合、「一般的法意識」がそれを要求するという表現の用いられることが多い。この表現の意味を法律学的、社会学的に問おうというのである。この問いの根底に著者は一般的法意識は法源たり得るかという根本的な問題を設定している。

最初に「一般的法意識」について従来の法律学における用法を概観し、歴史学派あるいは社会学派のとらえかたを見ている。著者はコペンハーゲン大学のボンデソンの法的虚構とする考え方に妥当性を見いだしている。そして、「一般的法意識」を計測されるものと評価されるものとに分けて考え、計測されるものとしての法意識をアンケート調査によって取り出そうとしている。

調査は、簡単な問題事例を作成し、それに対する賛否を聞くという形式で行われている。例えば、CとDはともに一年の拘禁の刑を受けて服役しているが、Cは模範囚であるのにDは薬物を乱用し、外泊中に違反行為があった。この場合CはDより早く仮釈放されるべきである。これに賛成か？　というふうな設例に回答させるのである。

設例は全部で二七項目が掲げられている。これらの他、例えば売春のごとき特定の行為の可罰性、自由刑の適用などについて直接回答を求めるものが付加されている。質問項目は本書一四七頁以降に採録されている。

対象者は、裁判官、参審員、警察官、一般の人々、および法学部の学生である。調査の結果は、一般人、裁判官、参審員に関して整理され、裁判官については裁判官個人の意見と裁判官としての立場からの意見の二種類の回答が求められている。そして、一般人の回答が一般的法意識を代表するものとみなされ、これと裁判官の意識（これは司法による法の適用を代表する。）との一致、不一致が拾い出されている。実定法は法意識を反映しているか？　裁判官と参審員の法意識はどの程度異なっているか？　一般的法意識と職業的法意識はどの程度異なっているか？

以下、これに基づいてアンケート調査の結果を簡単に紹

第一表　多数意見が分かれた例（%）

刑罰に代えて保護観察		一般人	裁判官個人	裁判官本来
保護の必要がある場合	肯定	35	58	17
薬物犯罪の場合	肯定	65	29	57
Lindomeの場合双方有罪	肯定	95	43	94
被害者の証言以外に物的証拠のない強姦の否認事件	有罪	31	53	66
未成年の子にワインを買ってやること	有罪	42	51	29
安楽死の実行	有罪	36	56	27
市民的義務の不履行	有罪	47	84	64

Rapport 1966：1,p 73,Tab 4

介しておく。

① 危険な犯罪者は特別に扱う。

② 成績の良い受刑者は優遇し、再犯罪者は処罰する。

この二点は全回答者の意見がほぼ一致している。つまり、一般的法意識と司法の運用が一致しているところである。

意見が分かれるのは、

① 新古典派の発想は全体に支持が少ないが、一般人の支持および裁判官の本来の姿勢としての支持は特に少ない。新古典派の思想を一般的法意識は支持していないものと受け取れる。

② 米国の司法取引に類する取扱については、裁判官の支持は少ないが一般人の六五%はこれを支持している。

③ 二人組の強盗犯人が一人の人を殺害した。しかし、どちらの者の銃により死んだのか分からない。この場合、どちらにもその責任を問わないか、両方にその責任をとらせるかという設例では、一般人は後者を、裁判官は前者をとっている。（Lindome ケース）

である。

また、裁判官と一般人とで意見の相違を「刑罰に代えて保護観察を用いる場合」についてみた結果が表示されているので**第一表**として引用する。このほか、刑罰価値の判断では裁判官より一般人の方が厳しくないとの結果が出ている。またスウェーデンに固有の制度といい得る参審員の法意識は裁判官と一般人の中間に位置するとの結果が報告されている。

この調査では、英米法の訴答取引に相当する現象（kronvitnesprincipen）が「法の前の平等」の問題として検討されている。これを一般人の多数は容認し、裁判官は否定している。参審員は中間を占める。スウェーデンの訴訟法の規定はこれを禁止している。同一犯罪同一刑罰の原則に関しては、裁判官の三割が不同意なのに対して、一般人お

第二表　個々の犯罪類型に対する平均的刑罰評価

犯罪類型	一般人	裁判官	参審員
租税犯罪	7.9	6.7	7.5
傷害	8.1	7.2	7.7
強姦	8.2	7.1	7.2
横領	8.4	6.9	7.7
薬物犯罪	8.4	6.2	7.2
窃盗	8.5	7.4	7.8
銀行強盗	8.0	8.0	7.8
酒酔い運転	9.7	7.0	8.4

数値は回答者間の比較であって、類型間の比較ではない。
Rapport 1996：1,p 109,Tab.12

よび参審員の不同意は一割である。

刑法のもっている道義維持作用に関しては、裁判官にこれを肯定する者が多く、法学教育の影響が顕著であるとする。参審員は全般に一般人と同様の傾向を示している。特に、酒酔い運転に対する意識に裁判官と一般人との顕著な相違がある。

刑罰の厳しさに関して報告書は八個の犯罪類型について個別的に回答を求めている。その結果は**第二表**に掲げる通りである。全犯罪を通して一般人が裁判官よりも厳しく犯罪をみていることが示されている。死刑に関するアンケート調査は行われていない。理由は、アンケートだけで処理するには問題が重大すぎ、面接調査が必要であるということである。

次いで報告書は九個の行為について刑罰の対象とすべきかどうか聞いている。

① 売春婦に金を払って性交すること
② 被告人に同情／恐怖を感じて虚偽の証言をすること
③ 両親が未成年の子に酒を買い与えること（禁止してしまうと陰で子が酒を買うのでそれを防止する）
④ 安楽死
⑤ 市民的義務の不履行
⑥ 作業場からの窃盗
⑦ 補助金のごまかし
⑧ 落書き
⑨ 配管工の闇内職

これに対する回答の分布は**第一図**の通りである。第二番目の質問の結果は示されていない。

報告書の最後の部分は、前出の二人組の強盗が一人の人を殺害したが、どちらの銃撃で死んだのか分からない場合(Lindomeproblem)について裁判官と一般人の回答の相違を細かく分析している。[1] この問題は一九九三年から九四年にかけてスウェーデン国内で論争を巻き起こしたとされ、裁判官など法律専門家はどちらも無罪とする説に傾くが、警察を含め一般の人々は双方とも有罪とすべきであるとの

第一図　一定の行為の可罰性（%）

1　金銭を払って売春婦と性交することは可罰的		
	一　般　人	31.0
	裁判官個人	11.0
	参　審　員	33.0
	裁判官本来	13.0
2　安楽死は可罰的		
	一　般　人	36.0
	裁判官個人	56.0
	参　審　員	56.0
	裁判官本来	27.0
3　親が未成年の子に酒を買い与えることは可罰的		
	一　般　人	42.0
	裁判官個人	51.0
	参　審　員	67.0
	裁判官本来	29.0
4　市民的義務の違反は可罰的		
	一　般　人	47.0
	裁判官個人	84.0
	参　審　員	68.0
	裁判官本来	64.0
5　例えば配管工の闇労働は可罰的		
	一　般　人	61.0
	裁判官個人	90.0
	参　審　員	84.0
	裁判官本来	59.0
6　学生が補助金をごまかすことは可罰的		
	一　般　人	65.0
	裁判官個人	92.0
	参　審　員	82.0
	裁判官本来	77.0
7　建築現場での盗みは可罰的		
	一　般　人	80.0
	裁判官個人	98.0
	参　審　員	91.0
	裁判官本来	86.0
8　落書きは可罰的		
	一　般　人	81.0
	裁判官個人	95.0
	参　審　員	81.0
	裁判官本来	91.0

Rapport 1996：1, p.116, Fig.14.

説に傾いているとされる。つまり、この報告書の立場からすると、一般人と法律専門家の間の法意識が大きく食い違う問題として重要な意味をもつのである。これに続いて報告書は証拠評価の問題に関する裁判官と一般人の回答の相違に触れている。これもそれぞれ設例があり、窃盗、強姦および近親相姦の例が取り上げられている。その回答結果を**第三表**として掲げておく。

一つ強姦の設例を紹介しておくと「SはAを強姦で告訴した。Aは否認している。裁判所はSの陳述に信頼性を認め、捜査の過程で否定的資料を提出したAを信頼できると判断しなかった。証人はなく、証拠も存在しない（傷害は認定されず、衣服の損傷もない）」という例である。

第三表　証明力に問題のある事件での証拠評価

（各事件において有罪の判決をすべきだとした者の比率・%）

事件	一般人	裁判官個人	参審員	法科学生	裁判官本来
窃　盗	11	31	12	9	43
強　姦	31	53	39	28	66
親近相姦	45	36	39	41	56

Rapport 1996：1, p 136, Tab 24.

II　外国人およびその子による犯罪[2]

Invandrares och invandrares barns brottslighet, Rapport 1996: 2 (av Jan Ahlberg).

スウェーデンの最近の犯罪統計によると、被疑者に占める外国人の比率は約二〇%である。[3] 本書は、犯罪防止委員会、移住者研究センターおよびストックホルム大学の共同研究の一部で、統計的な分析が中心になっている。研究対象は外国人そのものではなく、外国で出生してスウェーデンに居住登録している者の犯罪である。[4] なお、スウェーデンへの移住者の約半数がスウェーデン国籍を取得している。本調査の母集団として一九八五年から一九八九年までの五年間スウェーデンに居住していた者で、一九四五年から一九七四年までに出生した者が選ばれている。それによると移住者は八・七%、移住者の子（第二世代）は八・九%、スウェーデン人は八二・四%である。

これらの者の一九八五年から一九八九年までの五年間の犯罪が調査されている。その一四%は移住者によるもので、八%が北欧からの、六%が非北欧の移住者によるものであ

る。人口比でみるとスウェーデン人の二倍になる。その原因については、

① 移住者が法制度の中で差別されている。

② 移住者には若者（犯罪しやすい年齢）が多いという人口統計学的事実。

③ 移住者の生活状況の困難。

④ 選択的移住（犯罪性の強い母国で食いつめた者が移住を選ぶ）。

が取り上げられ、この調査から①、③、④は支持されるが②は支持されないとする。③は一般的に犯罪者は少年時代から犯罪を行っていると仮定できるので、年長になってから犯罪をするという一種の例外現象とみる。④は北欧からの移住者の犯罪の主要な要因とみる。

次ぎに移住者の子の犯罪について、それが認知犯罪の一三%に達するとの結果であった。スウェーデン人に比して一・五倍の犯罪関与になる。しかし、移住者そのものに比べると犯罪は少ない。それだけ犯罪への危険にさらされる状況が少ないということである。また移住者の子の犯罪は労働者階級の移住者の子の問題である。これに失業と居住地域の特定化が加わる。

III 司法統計一九九三年
Domstolsstatistik 1993, Rapport 1996:3 (red. av Bo Ulriksson).

IV 犯罪の趨勢一九九四年
Brottsutvecklingen 1994, Rapport 1996:4 (red. av Jan Ahlberg).

V 犯罪統計一九九四年
Kriminalstatistik 1994, Rapport 1996:5 (red. av Bo Ulriksson).

従来犯罪統計及び司法統計はスウェーデン統計中央局（SCB）が作成していた。この実務が一九九四年度の統計から変化し、犯罪に関する統計書の作成事務が統計中央局から犯罪防止委員会に移転した。ここで紹介するIII及びVの資料がこれにあたる。従って、これまでわが国でスウェーデンの犯罪の比較資料として使用していた司法統計年報（Rättsstatistisk årsbok）[5]は廃刊されたので研究にあたって注意が必要である。

変化の特徴は、犯罪に関する統計が三種類に個別化されたことである。つまり、犯罪統計はVの資料において「認

知された犯罪」、「被疑者」及び「司法処理された者」について作成され、司法統計はⅢの資料において、「通常裁判所」、「行政裁判所」、「特別裁判所」[6]及び「その他の関係機関」の統計として作成されている。そして、スウェーデン矯正保護庁から日本の矯正統計と保護統計とを一緒にした形で「矯正保護統計書」[7]が出版されている。従って、今後は研究の対象に従って別々の統計書を参照する必要がある。

Ⅳはこれまでも行われていた犯罪防止委員会による年度ごとの犯罪状況の趨勢の報告書である。従来通り犯罪の各類型ごとに該当年度の特徴が述べられている。概観（Bo Ulriksson）、人身犯（Monica Olsson）、人身犯の再犯（Jan Ahlberg）、人身犯に対する処分（Jan Ahlberg）、殺人・傷害致死（Mikael Rying）、性犯罪（Monica Olsson）、酒酔い運転（Jan Andersson）、薬物犯罪への措置（Eckart Kühlhorn）、少年犯罪（Jan Ahlberg）、司法処理の流れ（Bo Ulriksson）がその章別である。

Ⅵ　海上酒酔い運航

Sjöfylleri, PM 1996:1 (av Jan Andersson & Monika Olsson).

Ⅶ　○・五‰から○・二‰へ

Från 0.5 till 0.2 promille, PM 1996:3 (Thor Norström & Jan Andersson).

この二つの報告書は酒酔いによる交通手段の危険性に関するものである。

前者には一九九一年の海上交通法改正法[8]の評価という副題がついている。政府からの委託調査に基づく研究報告書である。

一九八四年に起きたモーターボート事故で最高裁判所が判決の中で述べた意見に触発されて海上交通法の三二五条が改正され、重大な海上酒酔い運航という行為類型が新設され、単に酒酔い状態で運航すれば、海上交通の危険が現実化しなくても重く処罰されることになった。この規定は交通犯罪法の四条aに対応している。

この改正の大きな背景には近年における水上レジャーの

発達があり、レジャーとしてのモーターボート運航増大とそれに伴う危険の増大が指摘されている。

この改正の結果酒酔い運航は一年以下の拘禁または罰金を科されることになり、拘禁に処される者が増加した。特に処分前歴のある者の比率が増大した。法改正効果は善良な人々に対して生じ、犯罪性のある者には生じないとの仮定が支持された形になった。

第四表　血中濃度の分布（%）

パーミリ	0.5-1.49	1.5-2.49	2.5+	N
改正前	11.5	59.7	28.8	243
改正後	12.8	66.1	21.1	109
うち				
酒酔い運航	23.6	63.6	12.7	55
重大な酒酔い運航	1.9	68.5	29.6	54
合　　計	11.9	61.6	26.4	352

Rapport 1996：1,p.28,Tab 2.

この報告書では酒酔い運航に単純酒酔い運航と重大な酒酔い運航とを分ける分岐点をどこに置くかが取り上げられ、交通犯罪法に規定されている血中濃度一・五‰に満たない者五四件中一件だったとされている。重大な酒酔い運航と認定されなかった事件でも五五件中四二件は血中濃度が一・四九‰を超えていたとされる。つまり、酒酔い運転と酒酔い運航とは危険性の基準が異なるとの結果である（**第四表**参照）。

後者の報告書は一九九〇年の交通犯罪法改正後の状況の政府からの委託調査の結果である。[9] 要約によると死亡事故の四〇%に飲酒の影響がみられたが、血中濃度が〇・二ないし〇・四九‰の者と〇・五ないし一・四九‰の者との間の犯罪性に大きい相違はなかったとされている。また、改正後三年間の追跡で死亡事故は八%減少したとされている。

なお、酒酔い運転については、その後一九九三年に改正があり、現在は血中濃度一・〇‰以上が重大な酒酔い運転とされ、それ未満が単純な酒酔い運転とされることに改正されている。[10]

Ⅷ　レストランにおける行動調査拡大の結果

Effekterna av vidgad vandels pröv-ning inom restaurangbranschen, PM 1996:4 (av Dan Magnusson).

Ⅸ　経済犯罪—司法手続

Ekonomisk brottslighet—Den rättsliga processen—, PM 1996:5 (av Brå).

この二つの報告書はともに経済犯罪に関するものである。

前者は一九八六年の酒類取扱法の改正により、その四〇条が飲食店の営業許可の条件として酒類の提供を行わせるのに適切であることと、遵法性が認められることとを規定したことに基づき、法改正の意図した効果（税の未払いの減少と許可営業者に対する法的措置の減少）が生じているかどうかを政府の委託により調査したものである。

調査の結果は、法改正の以前より税の未払いは非常に少なく、法改正の影響がはっきりせず、また、法的措置の数についてはストックホルムで調査対象期間の間三倍になっていて、法改正の効果はなかったとされている。

後者は、経済犯罪に関して、その内容、事件の調査、裁判所の審理、法的処分（刑罰）及び経済犯罪の行為者のそれぞれについての教育的、啓蒙的な立場での概説書である。「経済犯罪の定義」、「刑事訴訟事件の一般的処理準則」、「経済犯罪に対抗する諸措置」、「経済犯罪に対抗する諸機関」、「経済犯罪の捜査」、「地方裁判所における経済犯罪事件」、「経済犯罪での制裁」、「代替的制裁」及び「経済犯罪の行為者」がその主要な章別である、全文で三九〇頁を越す大著である。

経済犯罪は、犯罪防止委員会創立の時からの委員会の主要な研究テーマであり、これまでにも多数の報告書が発表されている。本書はその集大成といった意味合をもつものということができる。

経済犯罪として取り上げられているものは、重大な詐欺（刑法九章三条）、価格操作（刑法九章九条）、重大な租税詐欺（租税犯罪法四条違反）、納入法八一条違反、重大な横領（刑法一〇章三条）、背任（刑法一〇章五条）、債権者への不誠実（刑法一一章一条）、重大な債権者への不誠実（同章二条）、債権者の無視（同章三条）、債権者の選好（同章四条）、帳簿犯罪（同章五条）、重大な密輸の一部（密輸取締法違反）、インサイダー取引禁止法二一条、二二条違反、及び、職業的相談業務禁止法違反の各犯罪である。[11] これらの犯罪にかかるストックホルム地方裁判所及び西部スウェーデン高等裁判所の確定裁判事件（一九九二及び九三年）の記録が収集され、調査された。

（1） NJA I 1992, p.474ff.
この事件では被害者がナイフで何回も刺され、その結果被害者は死亡した。しかし、共犯者二人のうちの一人についてナイフを用いたことを証明する証拠は得られなかったが、最高裁判所は二人の被告人に故殺の責任を認定した。
(Ibid., pp.490f.) SvJT 81 (1996), p.20. cf.

(2) Rapport 1983:4 cf.

(3) Kriminalstatistik 1994, p.79, Tab. 2.1.

(4) Rapport 1996:2, p.8.

(5) これは一九九三年で打ち切られた。

(6) スウェーテンの裁判所組織については、坂田仁、「司法制度」、スウェーデンハンドブック、スウェーデン社会研究所編、早稲田大学出版部、平成六年所収を参照。

(7) Kriminalvårdens officiella statistik, Kriminalvårdsstyrelsen.

(8) Sjölag (1891:35) はその後一九九四年に全面改正されている。本書で問題にされている規定は現行法 (Sjölag, 1994:1009) では二〇章四条及び五条に規定されている。

(9) スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九九一年）、法学研究六六巻四号九七頁参照。

(10) Lag (1951:649) om straff för vissa trafikbrott 4a § cf. 現行の海上交通法 (Sjölagen) 二〇章五条は血中濃度を規定していない。

(11) これらの犯罪のうち租税犯罪法違反及び納入法違反の罪は一九九六年の法改正以前の条文にかかるものてある。

☆ **北欧全犯罪学雑誌** (NTfK 83 Årg, 1996)

1. Nuotio, Kimmo: Straffrättsteorin och lagstiftaren.
2. Gunnlaugsson, Helgi: Empiri og ideologi i kriminologi.
3. Sæter, Oddrun: Bydelspoliti og lokalkultur.
4. Beltrage, Henrik: Serieväldtäktsmän.
5. Rudolfsson, Pia: Återfallets inverkan.
6. Minkkinen, Panu: Svar till P.O. Träskman.
7. Nielsen, Beth Grothe: Grænser for vækst i verdens fangetal?
8. Rutherford, Andrew: The Problematic Relationship Between Crime and Imprisonment.
9. Elvin, Jan: "Corrections-Industrial Complex" Expands in U.S.
10. Justickis, Viktoras: Prison in Lithuania.
11. Gilinskiy, Yakov: The Penal System and Other Forms of Social Control in Russia.
12. Khutorskaya, Natalya B.: Alternative to Custody in Russia.
13. Mathiesen, Thomas: Driving Forces behind Prison Growth: The Mass Media.
14. Ingstrup, Ole: Only Those Who Believe Can Stay the Course in Turbulent Times.
15. Christiansen, Karl O.: Om at affolke fængsler.
16. Koch, Ida Elisabeth: Behandling som alternative til

Frihedsstraf.

17. Nielsen, Beth Grothe: Behandling af seksuelforbrydere-den canadiske model.
18. Steine, Bjørn Arne: Fjernsynsprogrammet Øyenvitne.
19. Kjellberg, Birte: Brandstifter.
20. Engbo, Hans Jørgen: Defensiv og konstruktiv fængselssikkerhed.
21. Schaaning, Espen: Strafferettens sjel.
22. Garde, Peter: Spiritisme i nævningetinget.
23. Andersson, Lena et al: Finsk krönika.
24. Klem, Søren: Kronik fra UCLAF.

☆ スウェーデン法曹雑誌 (SvJT 81 Årg, 1996)

1. Leijonhufvud, Madeleine: Svensk rättspraxis. Strafrätt 1991-1994.
2. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—fjärdekvartalet 1995.
3. Modéer, Kjell Å: Det tredje riket inför rättshistorien.
4. Haglind, Lars & Persson, Per: Lagstiftning i riksdagen Hösten 1995.
5. Malmqvist, Bo: EG-Rätten, Europakonventionen och domstolskontrollen över förvaltningen.
6. Rosén, Johan: De svenska lagförarbetenas vara eller inte vara som rättskälla—effekter av Sveriges anslutning till den Europeiska unionen.
7. Wennberg, Suzanne: Anm. av Nils Jareborg, Straffrättens gärningslära.
8. Westerhäll. Lotta: Anm. av Anna Hollander, Rättighetslag i teori & praxis.
9. Andersson, Jan: Nettometoden de lege lata—en kommentar med utgångspunkt i HD: s avgöranden, Del 1.
10. Svenaeus, Lena: Anm. av Gudrun Nordborg m fl. 13 kvinnoperspektiv på rätten.
11. Lindberg, Gunnel: Anm. av Christian Diesen m fl. Förundersökning.
12. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—första kvartalet 1996.
13. Alexius, Katarina: Något om juridik, etik och rättspolitik.
14. Andersson, Jan: Nettometoden de lege lata—en kommentar med utgångspunkt i HD: s avgöranden, Del 2.
15. Regner, Göran: Anm. av Joakim Nergelius, Konstitutionellt rättighetsskydd. Svensk rätt i komparativt perspektiv.
16. Romander, Holger: Anm. av M. Billström m fl. Brott-

soffrets rätt.

17. Strömholm, Stig: Uplandslangen 700 år.
18. Gregow, Torkel: Några synpunkter på frågan om bevisprövning och bevisvärdering i mål om sexuella övergrepp mot barn.
19. Modéer, Kjell Å: Rättshistorieämnets upgifter.
20. Nilsson, Hans G: Europarådet och dess juridiska arbete.
21. Strömholm, Stig: Två juristjubileer.
22. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomestolen—andra kvartalet 1996.
23. Strömberg, Håkan: Tankar om naturrättens ranässans.
24. Strömholm, Stig: Johan Stiernhöök en rättsvetenskaplig pionjär.
25. Haglind, Lars & Persson, Per: Lagstiftning i riksdagen våren 1996.
26. Belfrage, Henrik: Rättspsykiatriska vårdtider vs. fängelsetider.
27. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—tredje kvartalet 1996.
28. Lindblom, Per Henrik: Rättssfärernas harmoni—Om arbetet på en enhetlig europeisk processrätt.
29. Nergelius, Joakim: Om grundlagstolkning, grundlagsvänlig lagtolkning och åsidosättande av grundlagsstridlig lag.
30. Eklycke, Lars: Anm. av Ulla Jacobsson, Lagbok i straffprocess.
31. Vängby, Statten: Anm. av Stefan Karlmark, Miljörätt ur straffrättsligt perspektiv.

☆ 犯罪及び犯罪予防研究 (Studies on Crime and Crime Prevention (Brå), Vol.5, 1996)

1. Solarz, Artur: Editorial (for No. 1)
2. Kury, Helmut et al: The Regional Distribution of Crime: Results from Different Countries.
3. Junger-Tas, Josine: Youth and Violence in Europe.
4. Schneider, Hans Joachim: Violence in the Mass Media.
5. Bennett, Trevor et al: Public Attitudes Towards CCTV in Public Places.
6. Koivisto, Hanna et al: Childhood Maltreatment and Adulthood psychopathy in Light of File-Based Assessments Among Mental State Examinees.
7. Norström, Thor: Drunken Driving, Alcohol Misuse and Criminality.

8. Lindström, Peter: Family Interaction, Neighbourhood Context and Deviant Behaviour: A Research Note.
9. Solarz, Artur: Editorial (for No.2).
10. Cohen, Lawrence, E. et al: Self-Control and Social Control: An Exposition of the Gottfredson—Hirschi/Sampson-Laub Debate.
11. Blanc, Marc Le: Changing Patterns in the Perpetration of Offenses Over Time: Trajectories from Early Adolescence to the Early 30's.
12. Landau, Simha F.: Possession of Firearms, Psychiatric Hospitalization and Violent Criminal Behaviour: Yhe Israeli Experience.
13. Viano, Emilio V.: Stereotyping and Prejudice: Crime Victims and the Criminal Justice System.
14. Knutsson, Johannes & Kühlhorn, Eckart: Changes in Social Values and Criminal Policy.
15. Hughes, Gordon: Strategies of Multi-Agency Crime Prevention and Community Safety in Contemporary Britain.
16. Killias, Martin & Uchtenhagen, Ambros: Does Medical Heroin Prescription Reduce Delinquency Among Drug-Addicts? On the Evaluation of the Swiss Heroin Prescription Projects and its Methodology.

☆ **Brå apropå (1996)**

No.1

1. Edling, Margareta: Också på små barn (Lillemar Nordberg).
2. Sporrong, Niki: Vetenskapen Populariseras vid ökad konkurrens.
3. Bergenstav, Jeanette: Polisen tar hjälp av meteorologer.
4. Sandén, Urban: Varning för straff.
5. Zachrisson, Ann-Christine: Gränsöverskridande korruption skapar behov av samverkan.

No.2

6. Edling, Margareta: "Polisens styrka är närtheten till medborgarna"
7. Edling, Margareta: Invandrare möter svensk rättsordning.
8. Andersson Hans: Kvinnors brott och heder
9. Edling, Margareta: Mycket kan göras för stökiga, hyperaktiva barn.

No.3

10. Jacobsson, Katarina: Misshandlade kvinnor.

11. Hasselrot, Titti: "Bristen på tillit ett samhällsproblem."
12. Edling, Margareta: "Gör bokslut över enhetligheten."
13. Modéer, Kjell Å: Domare med ansikte—och utan.
14. Zeidler, Krister: Svårt att lämna knarkarlivets sociala sida.
15. Freivalds, Laila: Talet i riksdagen, juni 1966 (Bilaga).

No.4

16. Björk, Lena: Miljöpolis i Sverige - bara lokala initiativ.
17. Björk, Lena: Norska ökokrim tror på hårda straff.
18. Björk, Lena:Framgång i rätten för dansk miljöpolis.
19. Ståhl, Anna-Britta: "Zigenska barn behöver lotsas in i skolans värld."
20. Knutsson, Johannes: Snattaren—vanlig men okänd.
21. Edling, Margareta: "Biologin påverkar vem som blir kriminell."
22. Dobash, R. Emerson: Män som slår kan lära nytt beteende.

No.5-6

23. Dahlöf, Annmaria: "När jag lämnar en medling känner jag mig oftast glad."
24. Dahlöf, Annmaria: Gränsen går vid grov misshandel.
25. Edling, Margareta: Invandrarnas barn begår "typiskt svenska" brott.
26. Wahlund, A & Qallberg, P: Motorcykelgäng ställer polisen inför nya problem.
27. Wahlund, A & Wallberg, P: "Vi var oförberedda."
28. Axberger, Hans-Gunnar: Att hålla livet i helgd.
29. Edling, Margareta: "Socialtjänsten som hyresvärd bidrar till utslagning."
30. Sundberg, Roger: På en parkbänk i Malmö—bland uteliggare och gränsfolk.